



2022年度 「SBIR推進プログラム」

第2回公募質問集（FAQ） 20220726時点

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
イノベーション推進部 プラットフォームグループ

応募要件①

◆Q1. 個人事業主でも応募は可能か

◆A1. 応募できません。法人格を有することが必要となります。

◆Q2. 製造業の場合、資本金が3億円を超過している場合でも従業員が300人以下であれば中小企業に該当するのか

◆A2. 従業員基準を満たしているため、該当します。

◆Q3. 政策課題には合致しないが、部分的な内容でも応募は可能か

◆A3. 各研究開発課題に資するテーマであれば応募できます。

◆Q4. 過去にNEDO事業に採択されたことがあるが、応募は可能か

◆A4. 提案内容が異なるものであれば応募できます。

応募要件②

◆Q5. 大企業或いはみなし大企業は、共同提案者としても共同実施先としても、本事業に応募できないのか。

◆A5. 応募できません。以下に応募要件をまとめた表をお示しいたします。

	代表提案者	共同提案者	共同実施先 再委託先 (フェーズ1)	(外注先)	備考
中小企業 スタートアップ	○	○	×	○	
大企業	×	×	×	○	みなし大企業を含む
大学・公的 研究機関・ 高専	×	×	○	○	
海外企業・ 機関等	×	×	×	○	
備考	全体の対象費用 の50%以上と する		契約時における 委託費総額の50%未満を対象とする	研究開発要素のない、委託事業の遂行に必要な、加工・分析等の請負	

応募要件③

◆Q6. 提案フェーズに関して、フェーズ2からの応募は可能か

◆A6. 2022年度のNEDO SBIR推進プログラム第2回公募には、フェーズ2からの応募はできません。

◆Q7. 「費用は、原則として、代表となる提案者の費用配分が、全体の対象費用の50%以上とする必要があります」とあるが、費用の50%以上とはどのような意味か

◆A7. 共同提案者との費用の配分につきまして50%という意味です。例として、実施体制が代表提案者1者及び共同提案者2者の計3者で、費用の合計が1500万円の場合、代表提案者の計上する費用が750万円以上である必要がございます。

◆Q8. 上場企業は応募できないのか

◆A8. 応募できます。上場しているか否かは応募要件としていません。

応募要件④

◆Q9. 本事業の趣旨に合致し、内容に新規性が認められる場合は、いわゆる「改良開発」も対象になるのか。

◆A9. 応募できますが、既存技術の改良に研究開発要素があり、研究開発課題の解決に資する提案内容である必要があります。また、本公募に提案される新規研究開発要素と既存技術との違い（新規性）を明確にお示しいただくことも必要です。

◆Q10. 複数の研究開発課題での提案は可能か

◆A10. 同一の提案テーマで複数の研究開発課題への提案はできません。一方の研究開発課題を選択いただくか、複数の提案テーマで別々の研究開発課題にご提案ください。

応募要件⑤

◆Q11.本公募にエントリーする際には、必ずフェーズ1を経由して応募することが必須か。現状で試作品があり、ユーザーからのヒアリング、他事業での実証を踏まえ、フェーズ1の後半からフェーズ2をイメージして、応募することは可能か。

◆A11. 本公募は、フェーズ1のみの公募となっており、PoC、F/Sの実施が事業の対象となります。すでにPoC、F/Sを終えられたものは対象外となります。たとえ、その途中段階であったとしても、フェーズ1実施中にフェーズ2の内容にかかわる研究開発はできないとお考えください。しかし、その途中段階にあり、PoC、F/Sを実施する上で残った課題を実施し、期間内にフェーズ1を完了するものであれば、エントリーは可能です。

応募要件⑥

◆Q12. 創業3年未満もしくは休業中で3年分の決算報告書及び納税証明書が提出できない場合、応募できないのか

◆A12. 応募できます。3年分の決算報告書及び納税証明書をご提出できない場合、0～2年分の決算報告書及び納税証明書に加えて、合計残高試算表、資金計画（融資、出資、営業収益、設備投資などの計画）などをご提出ください。

実施体制

◆Q13. フェーズ2やステージゲート審査の詳細が分からない

◆A13. 研究開発課題毎に異なります。以下にまとめた表をお示しいたします。

研究開発課題	フェーズ2 事業期間	フェーズ2 実施予定機関	1テーマあたりの規模 (フェーズ2)	フェーズ2 実施機関の負担額 (率)	ステージゲート 審査実施予定時期
ア～エ	原則として2年間以内 (2023年度予算の状況等により内容が変更又は中止する場合があります。)	農林水産省 生物系特定産業技術研究支援センター (BRAIN)	1テーマあたり 1,000万円/年以内	100%	2023年2～3月頃 (変更可能性あり)
オ～キ	最長2年 (翌年度末まで)	国土交通省	1テーマあたり 2,000万円/年	100% (2,000万円以内/年)	2023年6月頃
ク	NEDO SBIR推進プログラムとしてはフェーズ1で終了とします。フェーズ1終了後は、光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP) 次世代レーザー領域「光量子科学によるものづくりCPS化拠点」部門が、2022年度NEDOフェーズ1採択企業と個別協議のうえ、実施者を決定します。 【問い合わせ先】 文部科学省 研究振興局 基礎・基盤研究課 量子研究推進室				
ケ	原則として2年間以内	厚生労働省	1テーマあたり 1,000万円程度/年度	初年度のみ10/10、以降2/3以内	2023年5～6月頃

応募方法及び提出方法 e-Rad関連①

◆Q14. 研究員や補助員は応募前に全員がe-Rad登録を完了している必要はあるか

◆A14. 提案者が単独（共同提案者がない）の場合、研究代表者（1名）のみe-Radの登録をしてください。

◆Q15. 再委託先・共同実施先もe-Radへの登録が必要か

◆A15. 再委託先・共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をしてください。

◆Q16. e-Radの研究機関コード（10桁）が分からない

◆A16. [e-Rad FAQ](#)をご確認ください。FAQでもわからない場合、恐れ入りますが[e-Radヘルプデスク](#)へお問い合わせください。

応募方法及び提出方法 e-Rad関連②

◆Q17. e-Rad上でも提案書類の提出が必要なのか

◆A17. e-Rad上に提案書類を提出する必要はございません。ただし、
提出書類番号⑩「e-Rad応募内容提案書（添付資料6）」につきましては、
NEDOにご提出下さい。

◆Q18. 提出書類番号⑩「e-Rad応募内容提案書（添付資料6）」の入手
方法が分からない

◆A18. e-Radポータルサイトへログインし、所属研究機関及び研究代
表者の登録を行い、研究代表者が公募件名に対する応募情報を入力
の上、「応募内容提案書」のPDFファイルをダウンロードしてください。

◆Q19. 提出書類番号⑩「e-Rad応募内容提案書（添付資料6）」に不備
があった場合、修正できないのか

◆A19. 公募期間内に限り修正可能です。

提案に必要な書類等①

- ◆Q20. 必須となっている提出書類について、該当しない場合、提出書類に含めなくてもよいか
- ◆A20. 提出必須となっている提出書類は、該当しない場合であっても全て提出してください。
- ◆Q21. 提出書類番号⑦「非公開とする提案内容（添付資料4）」はどのように記載すればよいか
- ◆A21. 審査時に非公開としたい内容がある場合には、「非公開としたい内容がある」にチェックを入れて、非公開としたい部分（例：様式第1）を記載してください。記載された内容は、委員には公表されません。NEDO内部で行う選定の判断にのみ使用します。なお、様式第1及び添付資料1,2は、審査委員が内容を確認しますので、非公開としたい内容は省いておいてください。ただし、非公開の内容が多くなりますと、審査委員の判断材料が不足し、審査結果が低くなるおそれがありますので注意してください。

提案に必要な書類等②

- ◆Q22. 提出書類番号①①「ユーザー候補からの推薦証（添付資料7）」の対象者とは何か
- ◆A22. 推薦書を提出いただくユーザー候補がいる方を指します。提出書類番号①①の提出は、任意です。
- ◆Q23. 推薦書を記載いただいたユーザー候補の企業名について、審査目的以外で、名前が公開される可能性や、審査過程、または審査後に、ユーザー候補の企業に何らかの支援が要請される、またはNEDOが連絡する可能性はあるか
- ◆A23. 個人情報については、個人を特定できない状態にした上で、統計資料に利用することがありますが、それ以外に利用することはありません。ただし、法令により提供を求められた場合は除きます。

提案に必要な書類等③

- ◆Q24. 提出書類番号⑫「研究開発統括責任者候補研究経歴書、研究開発責任者研究経書」は、単独提案の場合、どちらか一方だけでよいか
- ◆A24. 共同提案者がいない代表提案者1者による提案の場合は、「研究開発責任者 研究経歴書」のみを提出してください。
- ◆Q25. 提出書類番号⑳「NEDOが提示した契約書（案）（標準契約書を指します）について疑義がある場合は、その内容を示す文書」の様式が分からない
- ◆A25. 様式はございませんので、様式自由にて作成してください。提出書類番号㉑の提出は、任意です。

提案に必要な書類等④

◆Q26. 提案書(様式第1)のページ数の制限はあるか

◆A26. ページ数の制限は設けていませんが、簡潔に記載してください。

◆Q27. 利害関係者はどのように記載すればよいか

◆A27. 協力者として外部(大学や国研、公設試等)から技術指導をいただいている場合などに、研究者名等を記載してください。[昨年度の採択委員の候補者リスト](#)もご参照ください。

◆Q28. 既存特許を利用した提案の場合、その特許の利用許諾の証明書類も合わせて提出する必要があるのか

◆A28. 自社の既存特許の場合には必要ありません。他者の既存特許の利用許諾を受ける場合には、その予定であることを提案書に記載してください。採択された場合には、NEDO担当者が詳細を確認します。

提案に必要な書類等⑤

◆Q29. 提案書様式の青文字は削除すべきなのか、残すべきなのか

◆A29. 青字・イタリック体で記入されている提案書の注意事項及び記載例は削除し、ご提案に関連する内容について記載ください。括弧〔 〕の削除に関しましては、必ずしも削除いただかなくとも結構ですが、削除する場合は、以下の方法にて削除できます。

- ① [校閲]タブの[保護]グループにある[編集の制限]をクリックします。
- ② 「書式設定と編集の制限」作業ウィンドウが表示されます。
- ③ 編集の制限で「ユーザーに許可する編集の種類を指定する」のチェックを外します。「[例外処理]で指定されていて、無視されるすべての内容を削除しますか？」→「はい」をクリックします。
- ④ 文書内のすべての〔 〕が消えます。

対象費用の詳細（労務費）①

◆Q30. 研究員と補助員の違いは何か

◆A30. 研究員とは、委託業務或いは助成事業に直接従事した研究員で、従業員（委託先と雇用契約、派遣契約及び出向契約）としての身分を有し、実施計画書に研究員として登録されている者です。補助員とは、研究実施場所に出勤し、または他の登録研究実施場所に移動して実験補助、研究資料の整理を行うアルバイト、パートで雇用された者です。なお、正社員が補助員となることは可能です。

◆Q31. 採択された後に、研究者や補助員を増やすことは可能か

◆A31. 提案書提出段階で、想定する研究員や補助員を記載してください。採択後に研究員や補助員を増やす場合は、所定の手続きにより、その理由を確認の上、可否を判断します。なお、研究員や補助員の変更や増員を認めた場合でも、労務費の増額による契約総額の増額は認められません。

対象費用の詳細（労務費）②

◆Q32. 登録研究員一人で経理責任者を兼務することは可能か

◆A32. 登録研究員が経理責任者を兼務されることは可能です。但し、労務費に計上できるのは「事業に直接従事した時間分」のみです。事務作業（プロジェクト担当部との事務的な打ち合わせ、経理書類や事務書類の作成）を行った時間分については除外して計上してください。

◆Q33. 決定している役員報酬は、事業年度中の変更は認められていないが、採択後に労務費単価を変更することはできないのか

◆A33. 労務費単価、事業開始時点で決定している役員報酬を労務費単価表に照合し、該当する労務費時間単価となります。なお、役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。

対象費用の詳細（労務費）③

◆Q34. 正社員でない出資者にも研究の一部を分担してもらう予定ですが、研究員登録可能か

◆A34. 正社員でなくても、雇用契約、派遣契約及び出向契約を結んでいる者あれば、研究員として登録することができます。

◆Q35. 今後雇用する可能性のある従業員を勘案し、全体の費用を試算することは可能か

◆A35. 事業開始後に想定される登録研究員にて労務費を試算して頂いて問題ありませんが、採択後には雇用の事実関係を確認します。

◆Q36. 登録研究員の労務費単価が、応募時から事業開始までの間に変更する可能性がある場合、どちらの単価で積算すればよいか

◆A36. 変更後の労務費単価での労務費を計上してください。

対象費用の詳細（労務費）④

- ◆Q37. 事業立ち上げ期で役員のみでの企業であり、役員報酬を得ていないが、本事業に採択された場合に、労務費を計上することは可能か
- ◆A37. 役員報酬が0の場合には労務費の計上はできません。役員が労務費を計上する場合、役員報酬が損金算入されている必要があります。単価設定方法は健保等級の有無により異なりますので、詳細は[委託業務事務処理マニュアル](#)をご参照ください。

対象費用の詳細（その他経費）①

- ◆Q38. 委託費には間接経費を含むのか。また、研究開発の経費が1500万円を超える場合には、超過部分を自己負担とする形で提案すればよいのか
- ◆A38. 間接経費を含みます。予算につきまして、NEDOが採択者に委託できる費用は、間接経費を含み税込1500万円以内であるため、提案書に記載する金額は税込1500万円迄としてください。
- ◆Q39. 「研究開発要素がある業務は、外注することができません」とあるが研究開発要素の定義とは何か
- ◆A39. 外注費に計上が可能な業務は、採択者が作業内容を仕様書で詳細に指示することが可能な業務のみです。研究開発内容が含まれるものは、外注費として計上できません。詳細は採択後にNEDO担当へご質問ください。

対象費用の詳細（その他経費）②

◆Q40. 関連する特許の経費計上は可能か

◆A40. 事業期間中に得られた知見及び発生した経費に関する特許庁への出願料や明細書作成のための特許事務所手数料についてのみ計上可能となります。詳細は[委託業務事務処理マニュアル](#)及び[経費計上の手引き](#)をご確認ください。

◆Q41. 出願済特許の外国出願費用を計上することは可能か

◆A41. 出願済特許の費用を計上することはできません。計上することができる特許出願に係る費用は、プロジェクト期間中の国内外特許出願料（国内優先権主張出願含む）、PCT出願に係る出願料（送付手数料、調査手数料、優先権証明手数料含む）、国内外意匠出願料、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願（送付手数料、公表手数料、追加手数料、指定手数料を含む）です。詳細は、[委託事業事務処理マニュアル](#)129頁をご参照ください。

対象費用の詳細（その他経費）③



◆Q42. 海外施設を調査する場合、旅費を計上することは可能か

◆A42. 採択後に提出いただく実施計画書に記載し、調査の内容についてNEDOが妥当と判断した場合、経費計上が可能です。

◆Q43. 採択された場合、契約後に立ち上げ資金として、概算払を受けることは可能ですか

◆A43. 前払い金としての概算払はできません。本事業では、支払った実績の費用に対して、NEDOが認める場合、月に一度を上限に概算払いの対応をしています。なお、本事業での経費計上は労務費が検収ベース、そのほかは支払ベースとなります。概算払請求の方法は[委託業務事務処理マニュアル](#)をご参照ください。

対象費用の詳細（その他経費）④

◆Q44. 申請額に占める割合について、上限等に係る規定はあるか

◆A44. 再委託・共同実施費の額は提案する総費用の50%未満としてください。その他の経費につきましては、上限に係る規定はございません。

◆Q45. 金型は対象となるか

◆A45. 本研究開発事業にのみ使用されるものに限り対象となります。「取得価額が10万円以上（消費税込）、かつ使用可能期間（法定耐用年数）が1年以上のもの」は「Ⅰ. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費」に、「取得価額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満のもの」は「Ⅲ. その他経費 1. 消耗品費」に計上します。

その他のご質問①

- ◆Q46. 採択基準について、資金を有しているとありますが、その判断基準はどのようなものか
- ◆A46. 提出いただく資料から企業として経営基盤がしっかりしているか否かを判断させていただくもので、判断基準は公開していません。
- ◆Q47. 実施期間は5ヶ月間のみか
- ◆A47. 事業期間は最長で2023年3月31日までとなります。事業期間は5ヶ月以内を想定しています。
- ◆Q48. 採択予定件数は何件か
- ◆A48. 採択予定件数は決定していません。今年度の予算と提案件数及び外部有識者による採択審査の結果を総合的に判断し、採択先を決定します。

その他のご質問②

◆Q49. 提出する書類に関して、提出前に添削やアドバイスは受け付けているか

◆A49. 本事業では、添削やアドバイスは受け付けておりません。

◆Q50. Web会議での質問は受け付けているか

◆A50. 本公募では、Web会議による問い合わせは受け付けておりません。問い合わせは、[E-mail](#)のみで受け付けます。電話対応をご希望の場合、E-mailにお名前、電話番号、問い合わせ内容を記載のうえ、ご連絡ください。事務局より折り返しお電話をします。